

鳥取県障がい福祉サービス質の向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障がい福祉サービス質の向上支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者（以下「指定事業者等」という。）が専門性や高度な支援技術を必要とする強度行動障がい者及び触法傾向行動のある障がい者（以下「強度行動障がい者等」という。）について、その処遇に係る個別具体的な課題を解決するため実施する支援方法・技術の向上（サービスの質の向上）に係る取組に必要な費用の一部を助成することにより、強度行動障がい者等の課題行動の軽減、本人・家族の負担・不安の軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う指定事業者等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、補助率2分の1（以下「補助率」という）を乗じて得た額以下とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 本補助金の交付を受けようとする年度における新規利用者に係る交付申請については、当該新規利用者のサービス利用開始の日から6か月を経過する日と当該年度の1月31日のいずれか早い日
 - (2) (1) 以外の場合は、本補助金の交付を受けようとする年度の9月30日
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交

付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表第3欄に定める変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類はそれぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(提出書類の部数)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 平成28年度の交付申請時期は、第4条第1項の規定にかかわらず、福祉保健部長が別に定める日とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月18日から施行し平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

1 補助事業	2 補助対象経費	3 重要な変更
強度行動障がい者等の処遇に係る個別具体的な課題を解決するため実施する次の事業		<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の増額を伴うもの ・支援対象者（個別具体的な課題に係る特定の利用者）の変更 ・事業の追加
ア 外部アドバイザーを招致して実施するケース検討会議・事例研究会	アドバイザー招致に係る謝金及び旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの変更 ・謝金の増額
イ 自らが企画実施する従事者等研修会	講師招致に係る謝金及び旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の変更 ・研修テーマの変更 ・謝金の増額
ウ 国立のぞみの園等が主催する研修会への参加	研修参加費及び旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・参加する研修の変更 ・参加者の変更（参加者の減及び本補助金の対象としない参加者に係る変更は除く。）
エ 先進事例の視察・研究	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・視察先の変更 ・参加者の変更（参加者の減及び本補助金の対象としない参加者に係る変更は除く。）